



# 広島県報

号 外  
第 147 号

発行者 広 島 県  
発行所 広島県総務部  
総務管理局文書法制室  
購読料 月 額 2,700円

## 目 次

監査の結果..... 監査委員公表

### 監査委員公表

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条の規定に基づき、次のとおり監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を公表する。  
平成十八年十月十六日

同 同 同 広島県監査委員  
近 高 田 坪  
光 橋 辺 川  
義 直 禮  
章 則 史 巳

## 監査の結果(平成18年9月29日決定分)

## 第1 監査の概要

## 1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施しました。

## 2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行しました。実地監査は、監査委員が監査対象機関等へ出向き、提出された監査資料を基に、平成17年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施しました。また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施しました。

## 3 監査の結果等

監査の結果については、不適正であることが明らかであり、速やかに是正・改善を求める事項を「指摘事項」として、また、指摘には至らないが、改善又は改善についての検討を求める事項などを「意見」として区分しています。

このほか、指摘事項や意見以外に監査対象機関等に対し注意喚起、問題提起又は要望する事項などは、「付記」として公表しています。

## 4 監査対象機関等

監査対象機関等は、次表のとおり、県の機関が25機関です。

監査対象機関等一覧表

番号	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	出納長室	平成18年8月2日	平成18年7月25日	実地監査
2	総務部	平成18年7月20日	平成18年7月7日	
3	文書館			
4	政策企画部			
5	地域振興部	平成18年7月13日	平成18年7月5日	
6	選挙管理委員会事務局			
7	県民生活部	平成18年7月26日	平成18年7月14日	
8	環境部			
9	福祉保健部	平成18年7月21日	平成18年7月11日	
10	商工労働部	平成18年7月25日	平成18年7月13日	
11	農林水産部	平成18年7月27日	平成18年7月20日	
12	広島海区漁業調整委員会事務局			
13	内水面漁場管理委員会事務局			
14	土木部	平成18年8月3日	平成18年7月21日	
15	都市部			
16	空港港湾部			
17	収用委員会			
18	公営企業部	平成18年7月12日	平成18年7月3日	

19	議会事務局	平成18年8月1日	平成18年7月26日	
20	教育委員会事務局	平成18年7月24日	平成18年7月18日	
21	埋蔵文化財センター			
22	警察本部	平成18年7月18日	平成18年7月4日	
23	警察学校			
24	監査委員事務局	平成18年8月2日	平成18年7月31日	
25	労働委員会事務局	平成18年9月29日	平成18年8月1日	書面監査

## 第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりです。

### 1 出納長室

#### (1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 現金・物品の出納及び保管に関する事務  
 会計事務の指導、監督及び企画調整に関する事務  
 支出命令等の審査、会計検査に関する事務  
 決算の調製に関する事務
- イ 組織体制 3室55人(平成18年4月1日現在)  
 室名：出納総務室、審査指導室、用度室
- ウ 主な施策(平成17年度)  
 会計及び用度事務の適正な執行並びに簡素効率化の推進  
 効率的な資金管理の推進

#### (2) 監査の結果

##### 【指摘事項】

県の公金等の収納情報の電磁的データを作成するため指定金融機関と電磁的データ作成業務委託契約を締結しているが、この委託業務の履行において、受託業者が当該日分の電磁的記録媒体と既に処理した前々日のものを取り違えて納入し、県の電子計算システムに二重に取り込む事故が発生した。委託契約において、県は受託業者から納入された電磁的記録媒体の内容の検査確認を速やかに行うこととしているが、この検査確認を実施していなかったことが事故の原因の一つとして挙げられる。

今回の事案は直ちに更正の処理がなされ実害は発生していないが、今後このような事故が二度と発生しないよう早急に改善策を講じられたい。

また、この委託契約においては、受託業者が業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ県の承諾を必要としているが、受託業者は、県の承諾を得ることなく、当該業者が全額出資している別法人に業務を再委託していた。適正な事務処理に努められたい。

#### (3) 付記

ア 歳計現金等については各部(庁)から提出される収入支出計画を基に需給計画を立て、余裕資金については大口定期預金等で運用を行っているが、歳計現金等の平成17年度の日平均残高は、935億円で、昨年度の409億円の約2.3倍となっている。

このため、収入支出計画の精度の一層の向上による効率的な資金管理と、より有利な資金運用に努めていただきたい。

イ 物品の購入において、警察本部長等に対する事務委任規則に基づき、予定価格が3千万円未満の物品については、警察本部において購入手務を行っている。

用度室では、現在、事務事業総点検の中で、入札・契約事務等の見直しを行っているが、物品調達をより効率的に行うため、警察本部と協議し、物品購入手務を用度室に一元化することも検討していただきたい。

ウ 本年度の自動車税の納期内納付率は72.2%で昨年度に比べ1.7ポイント上昇し、過去10年で最高となった。

これは、本年5月から、コンビニエンスストアでの納付が可能となり、県民の利便性の向上及び収納機会の拡大が図られたことも要因と考えられることから、他の歳入金についてもコンビニエンスストアで納付できるよう関係部局と連携を図り、県民の利便性の向上等に努めていただきたい。

2 総務部

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務
  - 職員の人事，組織・定数に関する事務
  - 議会及び県の行政一般に関する事務
  - 県の予算，税その他の財務に関する事務
  - 条例等の審査その他他部の主管に属しない事務

イ 組織体制 3局16室306人(平成18年4月1日現在)

局名等	室名
総務管理局	総務室，文書法制室，人事室，行政管理室，福利室，職員健康推進室
財務局 [情報システム総括監]	財政室，財産管理室，営繕室，税務室，税務システム管理室，情報政策室
秘書広報局	秘書室，国際室，広報室，行政情報室

ウ 主な施策(平成17年度)

- 国際交流・貢献の推進
- 行財政改革の推進
- 行政情報化の推進
- 広報広聴機能の充実

(2) 監査の結果

【指摘事項】

次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成17年7月)
県報販売代金(文書法制室)	3法人 75,600円	3法人 75,600円
県報販売代金未納に係る延納利息 (文書法制室)	1法人 4,276円	-
行政文書の開示に係る複写料 (行政管理室)	1人 20円	1人 20円
元警察官の恩給過払いに係る戻入金 (福利室)	1人 580,800円	-
広報誌購読料(広報室)	1人 1,700円	-

## 【意見】

ア 平成17年度末の県債残高は2兆189億円余と前年度に比べ572億円余増加し、経済対策前の平成3年度末の約3.3倍となっており、公債費負担比率は19.8%となっている。

また、財政収支見通しによると、平成19年度から23年度までの財源不足額は、平成19年度に600億円台に拡大し、その後、同程度で推移する見込みである。

このような状況の中で、財政健全化に向け、事業の再構築や投資的経費の削減などに取り組んでいるが、例えば、実質公債費比率など経営指標による数値目標や償還能力に対応した県債残高の限度額を設定するなど、持続可能な財政運営に資する数値目標を設定した上で、全職員一丸となって財政健全化に取り組む必要がある。

また、新規の県債発行に当たっては、ゼロ金利解除により、今後、金利上昇が見込まれることから、後年度負担をできるだけ抑制するよう、計画的な発行に努めるとともに、より有利な発行条件となるよう不断に発行方法の見直しを行っていただきたい。

イ 県公金のうち歳計現金等の運用は出納長室が、基金(現金)の運用は財政室が、「広島県公金管理連絡会議」において定める基本方針に基づいて、それぞれ運用方針を定め行っているところであるが、いずれも県の公金であることから安全で確実かつ有利な管理、運用が求められている。

また、ゼロ金利解除等により、今後、金利の上昇が予想されることなどから、市場動向を見極めつつ、より有利な資金運用、効率的な資金管理が求められている。

このため、県公金を可能な限り一元的に運用・管理する体制の構築や専門的職員を育成するとともに、県債など資金の調達と歳計現金や基金などの運用の両面をコーディネートする金融専門の職員の設置などを検討する必要がある。

併せて、出資法人など関係団体との間における効率的な資金の運用や調達についても検討していただきたい。

ウ 県税以外の収入未済のうち高等学校使用料(授業料)については、徴収努力により大幅に減少しているが、収入未済の総額は依然として多額である。

収入未納への対応については、できる限り統一的な取扱いが求められるが、現在は、それぞれの担当室(課)で行っていることからその取組に差異が見受けられる。

このため、収入未済の回収方法や法的措置の方法、法的措置後の対応方法などを指導・助言する担当部署の明確化を図り、全庁を挙げて収入未済の解消に努める必要がある。

エ 公共工事のコスト縮減の取組は、「広島県公共工事コスト縮減推進本部」の事務局がある土木部が中心となっており、その取組状況に部局間で差異が見受けられ、全庁的なものとなっていない状況がある。

このため、土木部が指導力を発揮できるよう、その権限や責任等を明確にするとともに、各部のコスト意識を高め、全庁的な取組とする必要がある。

オ 公用の携帯電話については、各所属において契約・支払事務を行っており、全体を把握する担当部署については明確になっていない。

このため、県庁における携帯電話の実態は把握されておらず、各携帯電話会社において企画をされている様々な大口向け割引制度が利用できない状態となっている。

現在、本庁、地方機関を含めた県庁全体の携帯電話は千台程度と推計されるが、スケールメリットを活かした割引制度を利用することにより、年間数百万円程度のコスト削減が見込まれる。

今後、出納長室と連携し、公用の携帯電話の担当部署を明確にし、公用の携帯電話の本庁、地方機関全体の実態を把握した上で、コスト削減の観点からスケールメリットを活かした割引制度が受けられるよう検討

を行うとともに、事務の軽減の観点から集中支払事務ができないかについても検討を行う必要がある。

カ 一般競争入札の公告方法については、県報への登載のほか、掲示によることも認められているが、地方機関において、公告を機関の掲示板に掲示することにより行い、結果として、入札参加者が1者しかない事例があった。

一般競争入札の公告については、例えばホームページにも掲載するなど、競争性がより高まるような公告方法を検討する必要がある。

キ 今年度、契約全般(建設工事を除く。)に係る企画・指導等を行う総括部署を設置し、コスト縮減、競争性の確保などの観点から全庁的な入札・契約制度の見直しを行うこととしているが、各機関における契約の実態を十分に分析した上で、より実効性のある制度見直しを行う必要がある。

また、これまで統一基準がなかった庁舎管理業務委託について、共通仕様や積算基準等を作成し全庁的に適用することとしているが、これらの基準についてより実勢を反映したものとするとともに、より競争性が発揮できるよう各機関を指導する必要がある。

ク 地方自治法改正により、長期継続契約が締結できる契約の対象範囲が拡大され、運用が開始されているところであるが、長期継続契約に対する取組実績を見ると、部局間で差異が見受けられる。

また、長期継続契約を締結した案件を見ると、長期継続契約の締結による経済性の発揮がなされていないものも見受けられる。

長期継続契約の締結により、事務の円滑な遂行や、長期の契約による割引、相手方の技術の蓄積による業務の効率化、サービスの質の向上等の経済的、質的に有利な契約の実現が期待できるものであることから、各部局の取組状況を把握するとともに、契約種類別の有効性等を検証、評価し、その結果を踏まえ、契約事務において、より業務の合理化と経済性の追求が行われるよう、全庁的な指導を継続的に行う必要がある。

ケ 職員公舎について、平成18年2月に「県職員公舎見直し計画」を策定し、統廃合等に取り組んでいるところであるが、本年4月現在の職員公舎の入居率は、知事部局(財産管理室所管分)は73.7%、教育委員会は58.5%、警察本部は90.7%となっているなど、依然として部局間のアンバランスは解消されておらず、また、公有財産として十分に効率的な活用がされているとは言えない状況にある。

このため、総務部が中心となって、定期的に職員公舎の入居状況などについて情報の共有化を図るとともに、所管換えや廃止など、職員公舎の有効活用に向けてさらに積極的に取り組む必要がある。

コ 平成17年度の公用車の稼働率は本庁が約60%、地域事務所が約53%にとどまっている。

このため、公用車の共同管理の一層の促進や市町への事務移譲等による業務量の変化を踏まえた、更なる削減を検討する必要がある。

また、地域事務所以外の地方機関においても稼働率が低い機関があることから、各機関に配置されている公用車の利用状況を個別に確認し、配置の必要性について検討する必要がある。

サ 県税については、ほぼ全ての税目において前年度の収入率を上回っているが、平成17年度の収入未済額は86億2749万円余となっている。

このうち46.1%を占める個人県民税の徴収に当たっては、本年度から、「広島県地方税徴収対策推進協議会」の設立による市町との連携強化や、個人住民税併任徴収を開始するなど、積極的に取り組んでいるところであるが、三位一体改革による市町への税源移譲が来年度から実施されることなどを踏まえ、効率的な徴収体制の検討と的確な徴収対策の実施に努める必要がある。

また、収入率が80%台となっている個人事業税については、昨年度も述べたところであるが、収入率が依

然改善されていないことから、早急にその原因を分析し、効果的な徴収に取り組む必要がある。

シ 「広島県出資法人指導・調整要綱」において、県出資法人の所管部長は、一般の閲覧に供するため、知事が指定した法人の事業報告書や計算書類等の資料を行政情報コーナーに備えることとされているが、決算終了後2か月以上を経過しても更新されていないものがあった。遅滞なく資料の更新を行い、最新の情報を提供する必要がある。

また、出資比率1/4以上又は1億円以上の出資法人において、業務や財務等経営に関する情報をホームページで公開しているのは一部の法人に限られていることから、特段の理由がない限り経営に関する情報をホームページに掲載し、経営の透明性の向上と情報化社会に対応した法人運営を図るよう、出資法人を指導すべきである。

なお、県出資法人の指導監督を総括する総務部においては、経営に関する情報の公開について各部を指導していただきたい。

また、経営に関する情報のホームページでの公開について、指導基準を明確にしていきたい。

ス 「知事の所管に属する公益法人の設立許可等審査基準及び運営に関する監督基準」では、県は公益法人を監督する立場にあり、県職員が監事に就任することは必ずしも適当でない場合もあることから、県職員の監事の就任についてはできる限り抑制するとの方針が示されているが、県職員が監事に就任している出資法人が相当数ある。

公益法人等の監事は、会計や業務の執行状況を監査することにより、法人の業務の適正化を図るための機関であることから、出資比率1/4以上の公益法人等の監事については、中立性を確保できると認められる者が就任することとし、一層法人の経営の透明性の向上を図るとともに、監事のうち1名は公認会計士等会計の専門家が就任し、会計の正確性、信頼性を確保する必要がある。

また、平成20年度に予定されている公益法人の制度改革では、負債額が200億円以上の法人に会計監査人の設置が義務付けられ、その他の法人でも設置が可能とされていることから、県出資法人の指導監督を総括する総務部においては、これらを考慮の上、公益法人等の運営の透明性を一層向上させるための方策について検討し、各部を指導する必要がある。

セ 「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」において、基本財産の管理運用は元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られる方法で行うこととされているが、出資法人の中には、基本財産や剰余金の運用を、高金利を理由に運用期間が30年の外国債で行っている法人もある。

県出資法人の指導監督を総括する総務部においては、出資法人の資金の確実な運用に資するため、資金運用のガイドラインを作成し、各部を指導する必要がある。

### 3 文書館

#### (1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 県に関する歴史的資料として重要な行政文書、古文書その他の記録（以下「文書等」という。）の収集、整理及び保存に関する事務

文書等の利用に関する事務

文書等の調査及び研究に関する事務

イ 組織体制 7人（平成18年4月1日現在）

#### (2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

4 政策企画部

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 県行政の基本的事項の企画及び総合調整に関する事務

イ 組織体制 2局1室35人(平成18年4月1日現在)

局名	室名等
企画調整局	(企画監)
研究開発局	研究開発推進室

ウ 主な施策(平成17年度)

県政の基本的事項の企画及び総合的推進  
公設試験研究機関の研究体制の強化

(2) 監査の結果

【指摘事項】

特に指摘すべき事項はなかった。

【意見】

ア 政策企画部の地方機関において、平成17年度の公用車の稼働率が低い機関がある。

このため、各機関に配置されている公用車の利用状況を個別に確認し、配置の必要性について検討する必要がある。

イ 試験研究機関の研究課題については、テーマの選定に当たっては事前評価を、また、成果の検証に当たっては中間評価及び事後評価を、学識経験者等から構成される「研究開発推進会議」において実施している。事後評価は研究が終了した翌年度に実施しているが、研究成果は、企業等に移転・活用されてこそ効果があるといえるものであることから、過去の研究の成果がどのように活用されているか調査及び評価を行うとともに、その結果を今後の研究課題の選定に活かす必要がある。

(3) 付記

施策の計画的・効率的な推進を図り、質の高い行政の実現、県民の視点に立った成果重視の行政への転換及び県民に対する行政の説明責任の徹底を目的に平成14年度から実施している施策点検について、本年度から点検方法を見直したところであるが、その結果が、より一層、将来の施策・事業の企画立案や翌年度の予算編成に反映できるものになるよう点検方法について不断に検証を行っていただきたい。

また、施策点検の結果については、議会への報告のほか、県のホームページで公表しているが、他県の状況と比較するなど、より県民にわかりやすい内容・形となるよう検討していただきたい。

5 地域振興部

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 地域振興及び中山間地域対策の推進及び総合調整に関する事務

市町その他公共団体の自治の振興に関する事務

統計に関する事務

イ 組織体制 1局8室136人(平成18年4月1日現在)

局名等	室名
地域振興対策局 [分権・交流定住総括監]	地域振興総務室、交通対策室、統計管理室、統計調査室、市町行財政室、権限移譲推進室、地域づくり推進室、交流定住促進室



## ウ 主な施策(平成17年度)

地域振興方策の総合的展開  
分権時代に対応した市町の体制整備  
統計調査の実施と利用の促進

## (2) 監査の結果

## 【指摘事項】

特に指摘すべき事項はなかった。

## 【意見】

ア 出資比率1/4以上又は1億円以上の出資法人において、業務や財務等経営に関する情報をホームページで公開しているのは一部の法人に限られていることから、特段の理由がない限り経営に関する情報をホームページに掲載し、経営の透明性の向上と情報化社会に対応した法人運営を図るよう、出資法人を指導すべきである。

イ 交流・定住促進対策事業は、少子高齢化時代の到来、団塊の世代の定年退職などを社会的な背景として、都市と農山漁村との交流や団塊の世代をはじめとした定住促進等により、人口の維持・確保を目指そうとするもので、ロングステイ型観光促進事業や大都市圏に居住する広島県出身者に対する交流・定住に対するアンケート調査などが実施されている。

今後、平成18年5月に設置された「広島県交流・定住促進協議会」等を有効に活用し、県内の各種団体や全市町の協力体制を構築するとともに、具体的な目標の設定とその評価により着実に事業を実施する必要がある。

## (3) 付記

市町に対する事務・権限の移譲については、平成16年11月に策定された「分権改革推進計画」に基づき、計画で定めた事務・権限を平成17年度から5年の計画期間内に順次、市町の規模にかかわらず移譲することとなっている。

「事務移譲具体化プログラム」をまだ策定していない市町については、関係部と連携し早期に策定するとともに、平成21年度の計画期間満了時まで円滑な移譲を推進していただきたい。

## 6 選挙管理委員会事務局

## (1) 機関の概要

ア 委員 4人

## イ 事務局の概要

- ・主な分掌事務 参議院議員、衆議院議員、県議会議員、県知事等の選挙の執行に関する事務  
明るい選挙の推進に関する事務  
政治資金に関する事務  
政党助成に関する事務

・組織体制 4人(平成18年4月1日現在で併任職員を除く。)

## (2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

## 7 県民生活部

## (1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 県民生活に関する事務

県民文化に関する事務

危機管理の総合調整に関する事務

消防防災及び高圧ガス等の取締りに関する事務

イ 組織体制 2局10室1プロジェクトチーム 130人(平成18年4月1日現在)

局名	室名
総務管理局	県民生活総務室、文化・県民協働室、消費生活室、人権・男女共同参画室、青少年・地域安全室、大学企画管理室、私学振興室
危機管理局	危機管理室(防災航空センター)、保安室、通信管理室
子どもの犯罪被害防止対策プロジェクトチーム	

## ウ 主な施策(平成17年度)

私学教育の振興・高等教育機能の強化

だれもが主体的に参画できる社会づくり(人権教育・啓発、男女共同参画、青少年育成活動、NPO、ボランティア活動の推進及び文化・芸術の振興等)

総合的防災対策の推進

消費生活の安定と向上

## (2) 監査の結果

## 【指摘事項】

広島県総合行政通信網保守業務委託において、既済部分の委託料の支出のための出来高確認は、受託者からの申請に基づき行うこととなっているが、受託者から書面による申請を受けず、別途提出された業務実施報告書により確認を行っていた。適正な事務処理に努められたい。

また、業務実施報告書が仕様書に定められた期限までに提出されてない場合が多いことから、期限までに提出するよう、受託者を指導する必要がある。(通信管理室)

## 【意見】

ア 県民生活部の地方機関において、平成17年度の公用車の稼働率が低い機関がある。

このため、各機関に配置されている公用車の利用状況を個別に確認し、配置の必要性について検討する必要がある。

イ 出資比率1/4以上又は1億円以上の出資法人において、業務や財務等経営に関する情報をホームページで公開しているのは一部の法人に限られていることから、特段の理由がない限り経営に関する情報をホームページに掲載し、経営の透明性の向上と情報化社会に対応した法人運営を図るよう、出資法人を指導すべきである。

## (3) 付記

県立広島大学については、平成19年4月からの公立大学法人制度の導入に向け、組織運営、目標評価制度、財務会計制度、人事制度等について「公立大学法人県立広島大学設立準備委員会」で検討されているが、例えば目標評価制度、人事制度等について、より導入の効果が発揮できるようなシステムを構築するとともに、円滑な導入を推進していただきたい。

また、企業や国から資金が提供されている研究費の取扱いについても、より適正に執行管理できる体制の整備に努めていただきたい。

併せて、法人の財務情報について、ホームページで公開するなど、積極的な情報公開に努めていただきたい。

## 8 環境部

### (1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 生活環境及び自然環境の保全に関する事務

イ 組織体制 1局6室 83人(平成18年4月1日現在)

局 名 等	室 名
環境対策局 [廃棄物対策総括監]	環境政策室、環境対策室、環境調整室、自然環境 保全室、循環型社会推進室、産業廃棄物対策室

ウ 主な施策(平成17年度)

循環型社会システムの構築

美しい自然環境の保全と活用

### (2) 監査の結果

#### 【指摘事項】

次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。徴収促進に努められたい。

区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成17年7月)
浄化槽設置状況調査業務委託の契約解除に係る違約金(循環型社会推進室)	1人 1,554,000円	1人 1,554,000円

#### 【意見】

ア 浄化槽の設置届出等に関する事務は、平成16年11月に策定された「分権改革推進計画」において、平成21年度までに市町に移譲することとなっている。

事務の移譲には、浄化槽の設置者の住所・氏名、設置場所等が記載された浄化槽台帳が必要であることから、設置実態等が未確認となっている浄化槽について、早急に実態把握を行い、浄化槽台帳の精度の向上を図る必要がある。

また、浄化槽設置者が年1回受検する必要がある法定検査については、制度の周知徹底に努める必要がある。

イ 出資比率1/4以上又は1億円以上の出資法人において、業務や財務等経営に関する情報をホームページで公開しているのは一部の法人に限られていることから、特段の理由がない限り経営に関する情報をホームページに掲載し、経営の透明性の向上と情報化社会に対応した法人運営を図るよう、出資法人を指導すべきである。

### (3) 付記

ア 産学が連携した産業廃棄物のリサイクル技術の研究開発事業が平成17年度から実施され、廃プラスチックの再生など16の課題が研究されている。

今後、研究の成果が早期に事業化されるよう試験研究機関や関係部と連携し、フォローアップに取り組んでいただきたい。

イ 平成12年3月に策定された「広島県地球温暖化対策実行計画」(第1期)において、県の事務・事業から排出される温室効果ガスの排出量は、平成10年度を基準年として平成16年度までに6%削減する目標を設定し

ていたが、結果的に5.7%の増加となり目標を達成することができなかった。

現在、第2期計画として、平成15年度を基準年として平成22年度までに温室効果ガスの排出量を5%以上削減することを目標設定しているが、この目標を達成するため、今後とも電気使用量等の節減に努めるとともに、省エネルギー機器への更新や省エネルギー効果を事業者が保証するE S C O(エスコ)事業の導入など、関係部と連携して推進していただきたい。

「温室効果ガス」

太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果をもつガス(二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロンガス等)。

9 福祉保健部

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務
  - 社会福祉に関する事務
  - 保健衛生に関する事務
  - 高齢者対策に関する事務
  - 社会保障に関する事務

- イ 組織体制 4局18室280人(平成18年4月1日現在)

局名	室名
総務管理局	福祉保健総務室、健康増進・歯科保健室、国保医療室、こども夢プラン推進室、こども家庭支援室
保健医療局	医務看護室、医療対策室、保健対策室、生活衛生室、食品衛生室、被爆者・毒ガス障害者対策室、薬務室
社会福祉局	地域福祉室、社会援護室、障害者支援室、高齢者支援室、介護保険指導室
病院事業局	県立病院室

ウ 主な施策(平成17年度)

- 社会全体で支える福祉施策の展開と高度な医療体制の構築
- 子どもと子育てにやさしい環境整備
- 食の安全・安心確保対策
- 健康危機管理体制の整備
- 生活衛生対策等の推進

(2) 監査の結果

【指摘事項】

次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]		参考 前回監査時 (平成17年7月)	
児童扶養手当に係る戻入金及び返還金 (こども家庭支援室)	96人	25,364,505円	109人	29,933,974円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入 (こども家庭支援室)	4人	1,442,239円	5人	1,588,639円
看護師等修学資金貸付金償還金 (医務看護室)	3人	662,000円	4人	994,000円
特定疾患医療費負担金(保健対策室)	2人	70,646円	-	-
原爆被爆者諸手当に係る戻入金及び返還金 (被爆者・毒ガス障害者対策室)	4人	355,710円	4人	387,420円
高齢者住宅整備資金貸付金元利収入(地域福祉室)	15人	6,868,455円	16人	7,434,125円
高齢者住宅整備資金に係る違約金及び延納利息(地域福祉室)	31人	13,532,087円	34人	13,189,747円
介護福祉士修学資金貸付金償還金(地域福祉室)	1人	302,715円	4人	1,309,715円
介護福祉士修学資金に係る違約金及び延納利息(地域福祉室)	2人	154,300円	2人	75,700円
障害者住宅整備資金貸付金償還金元利収入(障害者支援室)	30人	34,115,808円	33人	34,723,373円
障害者住宅整備資金に係る違約金及び延納利息(障害者支援室)	35人	10,072,900円	33人	5,551,900円
心身障害者扶養共済事業負担金(障害者支援室)	318人	30,180,260円	316人	30,144,500円
心身障害者扶養共済年金に係る戻入金及び返還金(障害者支援室)	2人	620,000円	1人	100,000円
身体障害者リハビリテーションセンター 使用料(障害者支援室)	1人	27,100円	1人	27,100円

## 【意見】

ア 福祉保健部の地方機関において、平成17年度の公用車の稼働率が低い機関がある。

このため、各機関に配置されている公用車の利用状況を個別に確認し、配置の必要性について検討する必要がある。

イ 母子福祉資金の収入未済については、法的措置ガイドラインの策定等の対策が講じられているが、なお、収入未済額は増加している。

このため、法的措置による債権回収その他の措置を積極的に講じることにより、収入未済の縮減を図る必要がある。

また、権限移譲が進み、生活保護や児童扶養手当、特別障害者手当の業務は、認定や支給などの事務が市町に移された結果、広島以外の地域事務所では、収入未済の管理を主に行っているが、これら債権の回収に当たっては、市町との連携が不可欠である。

このため、情報共有など市町の福祉部門との連携を積極的に行うなどにより、収入未済の効率的な縮減を図る必要がある。

ウ 「広島県出資法人指導・調整要綱」において、県出資法人の所管部長は、一般の閲覧に供するため、知事が指定した法人の事業報告書や計算書類等の資料を行政情報コーナーに備えることとされているが、決算終了後2か月以上を経過しても更新されていないものがあつた。遅滞なく資料の更新を行い、最新の情報を提供する必要がある。

また、出資比率1/4以上又は1億円以上の出資法人において、業務や財務等経営に関する情報をホーム

ページで公開しているのは一部の法人に限られていることから、特段の理由がない限り経営に関する情報をホームページに掲載し、経営の透明性の向上と情報化社会に対応した法人運営を図るよう、出資法人を指導すべきである。

エ 病院事業においては、平成17年度から平成21年度までを計画期間とする「広島県病院事業経営計画」に基づく経営健全化に向けた取組を進めており、計画初年度の平成17年度においては、病床利用率の向上や平均在院日数の短縮などを通じた収益力の向上において、一定の成果を上げている。

しかし、平成17年度決算における収益的収支や資金収支は、同計画の収支見通しを下回るなど、病院事業経営は、引き続き厳しい状況にあるため、経営健全化に向けた取組をより一層推進する必要がある。

なお、同計画では、瀬戸田病院及び神石三和病院の地元移管の推進が目標として掲げられており、これに向けた取組が進められているところであるが、今後とも、移管の実現に向け積極的に取り組んでいただきたい。

(3) 付記

ア 次世代育成支援対策については、本年度から、新たに、知事を本部長とし、福祉保健部を事務局とする「次世代育成支援対策推進本部」を立ち上げるなど、全庁的な取組を進めている。

福祉保健部においては、新たに設置されたこども夢プラン推進担当の参与を中心に、「次世代育成支援対策推進本部」の場などを活用し、強力なリーダーシップを発揮することにより、次世代育成支援対策を着実に推進していただきたい。

「次世代育成支援対策」

次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための施策、取組。

イ 障害者の福祉の増進を図り、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重して安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指す障害者自立支援法が昨年11月公布、本年10月から本格施行される。

これにより、今後、サービスの提供主体が市町に一元化されるとともに、自立支援給付等の新しい制度が運用されることになるため、市町への適切な支援の実施や、利用者等への周知徹底を図ることにより、新制度の実施が円滑に行われるよう努めていただきたい。

10 商工労働部

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 商業、工業及び観光に関する事務  
 物資（農林水産物資を除く。）の流通に関する事務  
 労働に関する事務

イ 組織体制 2局13室170人（平成18年4月1日現在）

局名等	室名
総務管理局	商工労働総務室、商工金融室、経営支援室、計量検定室、労働福祉室、雇用対策室、職業能力開発室
【立地政策審議官】 産業振興局	産業技術振興室、新産業振興室、地域産業振興室、観光振興室、立地・物流推進室、国際ビジネス促進室

ウ 主な施策（平成17年度）

新たな産業づくり  
 本県の発展を支えてきた産業の再生

産業活動を支える基盤の整備  
 雇用労働環境の整備  
 国際ビジネスマッチング機能の強化・国際観光の推進

## (2) 監査の結果

## 【指摘事項】

ア 次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成17年7月)
高度化資金に係る貸付金元利収入（商工金融室）	14件 1,674,951,388円	15件 1,659,438,725円
設備近代化資金に係る貸付金元利収入（商工金融室）	21件 82,121,267円	24件 89,678,911円
設備近代化資金に係る違約金及び延納利息（商工金融室）	14件 10,941,547円	12件 7,954,847円
行政財産使用料（商工労働総務室）	1件 1,669,680円	-

イ 広島検査場警備業務委託契約において、毎月、書面による業務完了届の提出を受けて履行確認することとしているが、異常がある場合を除き業務完了届の提出を受けず、口頭報告により履行を確認していた。適正な事務処理に努められたい。（計量検定室）

## 【意見】

ア 商工労働部の地方機関において、平成17年度の公用車の稼働率が低い機関がある。

このため、各機関に配置されている公用車の利用状況を個別に確認し、配置の必要性について検討する必要がある。

イ 「広島県出資法人指導・調整要綱」において、県出資法人の所管部長は、一般の閲覧に供するため、知事が指定した法人の事業報告書や計算書類等の資料を行政情報コーナーに備えることとされているが、決算終了後2か月以上を経過しても更新されていないものがあつた。遅滞なく資料の更新を行い、最新の情報を提供する必要がある。

また、出資比率1/4以上又は1億円以上の出資法人において、業務や財務等経営に関する情報をホームページで公開しているのは一部の法人に限られていることから、特段の理由がない限り経営に関する情報をホームページに掲載し、経営の透明性の向上と情報化社会に対応した法人運営を図るよう、出資法人を指導すべきである。

## (3) 付記

ア 中小企業高度化資金の債権回収業務については、その一部を民間の専門業者に委託し、一定の成果を上げている。

今後の業務委託に当たっては、委託経費と回収成果など、費用対効果を検証し、適切な委託対象債権を選定するとともに、業務委託によって得られた債権回収ノウハウを活かし、未回収債権（収入未済額）の縮減に努めていただきたい。

イ 産業科学研究所での科学技術振興基金を活用した開発プロジェクトやバイオクラスター推進事業で支援した研究開発については、研究期間が終了し、実用化、商品化が進められている。

事業化の進展により、効果が早期に発現されるよう、そのフォローアップに努めていただきたい。

ウ 観光産業の振興においては、2か年かけて行われた「広島県大型観光キャンペーン」の成果を活かすとともに、「大和ミュージアム」などの新たな観光資源を有する地元関係団体等と密接に連携し、より効果的な観光振興策を進めていただきたい。

また、広島空港の台北線は中国地方で唯一であり、その優位性を活かした台湾からの観光客誘致など、海外からの観光客の誘致活動についても積極的に展開していただきたい。

エ 製造業の国内回帰が進む中で、大手電機関連メーカーを中心に、大規模な投資が行われており、広島県でもこれに対応するため「広島県産業集積促進戦略本部」が設置され、積極的な誘致活動が展開されている。

これまでも全庁的な県有地等分譲推進会議はあったが、この度の大規模投資の誘致は、より高度な情報収集能力と迅速な対応が重要であり、組織の実効性を高め、掲げられた目標の実現に努力していただきたい。

また、誘致の受け皿となる産業団地については、これまで、主として公営企業部の土地造成事業で整備されてきたが、地価の下落により造成原価と分譲価格に乖離が生じ、分譲しても原価割れが生じている団地もあり、独立採算制による土地造成事業は困難な状況にある。

企業ニーズに合った立地環境の迅速な整備を実現するため、「広島県産業集積促進戦略本部」の場を活用し、整備のあり方について検討していただきたい。

オ 県内製造業においては、若年者の技能離れと団塊の世代の大量退職に伴う技能の継承が重要な課題となっている。

教育委員会と連携した若年者の技能尊重意識の改善や技能修得の機会拡大など、若年者の安定就労とものづくり技能継承の実現のため、ひろしまマイスターの積極的活用等、より効果的な施策を検討していただきたい。

カ 平成17年度に指定管理者制度を導入し、利用料金制を採用している広島産業会館及びふくやま産業交流館については、利用料金収入が増加する中で、管理経費の伸びが抑制されるなど、収支が改善し、指定管理者制度導入の効果が表れているものと考えられる。

しかしながら、施設の稼働率は、広島産業会館が41.0%、ふくやま産業交流館が40.5%と必ずしも高い水準とは言えないため、より一層の利用促進に取り組んでいただきたい。

11 農林水産部

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 農業、林業及び水産業に関する事務  
農林水産物資の流通に関する事務  
漁港に関する事務

- イ 組織体制 3局18室268人(平成18年4月1日現在)

局名	室名
総務管理局	農林水産総務室、農業活性化推進室、団体検査室
農水産振興局	技術振興室、農業経営室、食品流通安全室、農産振興室、畜産振興室、水産振興室、漁業調整室、漁港漁場整備室
農林整備局 [技術総括監]	農林整備管理室、土地改良室、農業基盤室、農村基盤室、林業振興室、森林保全室、治山室



ウ 主な施策(平成17年度)

- 土地利用型農業の再構築
- 採算の合う林業の再構築
- 資源動向等に即した水産物生産体制の構築
- 地域資源を活かした中山間地域と都市の交流
- 地球環境保全対策の推進
- 海岸保全施設の整備, 山地災害の防止
- 食の安全・安心確保対策
- 農林地の公益的機能の維持と発揮
- 災害復旧関係事業

(2) 監査の結果

【指摘事項】

次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成17年7月)
農業改良資金貸付金元利収入 (農業経営室)	11人・法人 69,155,497円	11人・法人 105,602,168円
農業改良資金貸付金に係る違約金及び 延納利息(農業経営室)	17人・法人 32,350,701円	17人・法人 28,342,477円
沿岸漁業改善資金貸付金元利収入 (漁業調整室)	4人 2,021,000円	2人 840,000円
沿岸漁業改善資金貸付金に係る違約金 及び延納利息(漁業調整室)	3人 5,299,236円	3人 5,299,236円
林業・木材産業改善資金貸付金元利収入 (林業振興室)	4人・法人 5,137,089円	5人・法人 4,077,539円
林業・木材産業改善資金貸付金に係る 違約金及び延納利息(林業振興室)	11人・法人 8,692,993円	9人 5,542,118円
新規就農者育成資金貸付金に係る違約 金及び延納利息(農業経営室)	1法人 8,189,515円	1法人 8,189,515円
森林簿調整業務委託の契約解除に係る 違約金及び延納利息(林業振興室)	1法人 603,750円	1法人 603,750円
牛海綿状脳症検査体制緊急整備事業に 係る戻入金(畜産振興室)	1法人 4,077,802円	1法人 4,197,802円

【意見】

ア 落札率と工事成績等の状況が県のホームページで公表されているが、その内容を見ると、落札結果の概要や説明、分析・評価などの記載はなく、現状では十分なものとは言えない状況にあり、県民に対する説明責任を果たすため、公表内容を工夫・改善する必要がある。

また、県のホームページから当該落札率などの情報にアクセスしにくい状況にあるため、簡単にアクセスできるよう改善する必要がある。

なお、併せて記者発表を行うことも検討していただきたい。

イ 農林水産部の地方機関において、平成17年度の公用車の稼働率が低い機関がある。

このため、各機関に配置されている公用車の利用状況を個別に確認し、配置の必要性について検討する必要がある。

ウ 「広島県出資法人指導・調整要綱」において、県出資法人の所管部長は、一般の閲覧に供するため、知事が指定した法人の事業報告書や計算書類等の資料を行政情報コーナーに備えることとされているが、決算終了後2か月以上を経過しても更新されていないものがあった。遅滞なく資料の更新を行い、最新の情報を提供する必要がある。

また、出資比率1/4以上又は1億円以上の出資法人において、業務や財務等経営に関する情報をホームページで公開しているのは一部の法人に限られていることから、特段の理由がない限り経営に関する情報をホームページに掲載し、経営の透明性の向上と情報化社会に対応した法人運営を図るよう、出資法人を指導すべきである。

エ 県が基本金500万円を全額出捐している財団法人広島県農林振興センターについては、平成17年12月に実施した監査の結果、平成15年度及び平成16年度決算に誤りがあることが判明した。その誤りの生じた原因は、当該センターの内部統制や監事機能が十分に機能していなかったためと考えられる。

また、工事請負契約において、競争入札が可能な場合であっても随意契約を行っているものが見受けられた。

農林水産部として、当該センターの事務処理が適正に行われるよう指導を適切に行う必要がある。

オ 広島県の農業は、1戸当たりの経営耕地面積が1ha未満の規模のものが8割弱を占め、零細な生産構造となっている。また、新規就農者の減少などに伴って基幹的農業従事者の75%が65歳以上となるなど、農業集落の過疎化、高齢化が急速に進行しており、集落の機能維持が困難な地域も見受けられる。

このため、農地の集団化、投資の削減、作業の分業化、経営の多角化などを図る集落農場型農業生産法人化を進め、自立した農業経営を図ることがとりわけ重要である。

平成12年3月に策定され、平成18年3月に見直された「広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画」においては、集落農場型農業生産法人の平成27年度までの設立目標数が410法人とされているが、平成17年度末現在の設立実績は74法人にとどまっており、平成16年度及び平成17年度の設立実績もそれぞれ一桁台であることから、目標を達成するためには、より一層重点的に取り組む必要がある。

「基幹的農業従事者」

自営農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、普段の主な状態が「主に仕事（農業）」である者。[農家関係の統計用語]

### (3) 付記

「広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画」では、漁業協同組合の経営基盤の安定及び組合員の生活向上・安定並びに漁村地域の活性化を図るため、漁業協同組合の積極的な合併を進めることとしているが、平成22年の目標数6組合に対して平成11年度末が65組合、平成17年度末が62組合と、合併がほとんど進んでいないことから、積極的に取り組んでいただきたい。

また、農業協同組合や森林組合についても、なお一層の広域合併の推進に努めていただきたい。

## 12 広島海区漁業調整委員会事務局

### (1) 機関の概要

ア 委員 15人

#### イ 事務局の概要

- ・ 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理やその他  
漁業調整に関する事務
- ・ 組織体制 専任職員なし（併任職員4人）（平成18年4月1日現在）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

13 内水面漁場管理委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 10人

イ 事務局の概要

- ・主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理並びに内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事務
- ・組織体制 専任職員なし(併任職員3人)(平成18年4月1日現在)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

14 土木部

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 道路、河川その他土木に関する事務  
(他部の主管に属する事務を除く。)

イ 組織体制 2局13室319人(平成18年4月1日現在)

局名	室名
[技監] 総務管理局	土木総務室, 建設産業室, 用地室, 技術企画室, 技術指導室
土木整備局	道路河川総務室, 道路企画室, 道路整備室, 道路保全室, 道路河川管理室, 河川企画整備室, ダム室, 砂防室

ウ 主な施策(平成17年度)

- 圏域内の交流と連携を支える交通基盤の整備
- 広域的な交流・連携を支える交通ネットワークの整備
- 河川・海岸における防災対策, 土砂災害防止対策の推進
- 災害復旧関係事業

(2) 監査の結果

【指摘事項】

特に指摘すべき事項はなかった。

【意見】

ア 公共工事のコスト縮減に当たっては、平成16年3月に策定された「広島県公共工事コスト縮減プログラム」に基づき取り組んでいるが、コスト縮減算定表は、設計金額5千万円以上(港湾事業は1億円以上)の全ての工事を対象に作成することとされている。しかしながら、平成17年度において、コスト縮減算定表作成対象工事に対する算定表の作成率は93.3%にとどまっております。作成の徹底を図る必要がある。

また、コスト縮減算定表の作成対象工事が全体の12.7%(港湾事業は12.2%)に過ぎないことから、コスト縮減の取組をより徹底させるため、コスト縮減算定表の作成対象工事を拡大させる必要がある。

イ 建設投資の抑制や公共投資を取り巻く環境の変化などにより、建設業の経営環境は極めて厳しい状況にあるが、建設業は多くの就業機会を提供するなど、地域経済において大きな比重を占めていることから、

その再生は喫緊の課題となっている。

建設業の再生は、基本的には、各企業の自己責任、自助努力によって進めていくべきものであるが、行政においても、競争性を重視した公正な市場環境整備を行うとともに、建設業者自らが行う業務の効率化や技術力の向上、合併などの企業再編、更には、新分野への進出など、新たな事業展開に対して、他の部局とも十分に連携して、強力に支援事業を展開する必要がある。

ウ 落札率と工事成績等の状況が県のホームページで公表されているが、その内容を見ると、落札結果の概要や説明、分析・評価などの記載はなく、現状では十分なものとは言えない状況にあり、県民に対する説明責任を果たすため、公表内容を工夫・改善する必要がある。

また、県のホームページから当該落札率などの情報にアクセスしにくい状況にあるため、簡単にアクセスできるよう改善する必要がある。

なお、併せて記者発表を行うことも検討していただきたい。

エ 「広島県出資法人指導・調整要綱」において、県出資法人の所管部長は、一般の閲覧に供するため、知事が指定した法人の事業報告書や計算書類等の資料を行政情報コーナーに備えることとされているが、決算終了後2か月以上を経過しても更新されていないものがあつた。遅滞なく資料の更新を行い、最新の情報を提供する必要がある。

また、出資比率1/4以上又は1億円以上の出資法人において、業務や財務等経営に関する情報をホームページで公開しているのは一部の法人に限られていることから、特段の理由がない限り経営に関する情報をホームページに掲載し、経営の透明性の向上と情報化社会に対応した法人運営を図るよう、出資法人を指導すべきである。

### (3) 付記

入札制度の改革として、平成17年度も公募型指名競争入札の対象工事の拡大を行っているが、増加発注件数は30件程度に過ぎず、また、公共工事の落札率は、平成16年度92.5%、平成17年度92.3%と、ほぼ横ばいの状況にある。

国土交通省では、18年度中には一般競争入札方式を予定価格2億円以上の工事まで拡大するとともに、予定価格2億円未満の工事についても、一般競争入札方式を積極的に試行するものとした。また、一般競争入札方式によらないときは「工事希望型競争入札方式」によることを原則とし、通常指名競争入札を災害等の緊急時を除き、原則廃止することとしている。県においても競争性の向上のため、引き続き入札制度改革を進めていただきたい。

#### 「工事希望型競争入札方式」

入札参加を希望する者の中から、発注者が10数者から20者程度選択して技術資料の提出を要請し、提出された技術資料を審査して、要件を満たしている入札参加希望者全員を対象に入札を実施する方式。

## 15 都市部

### (1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 都市計画その他都市の整備に関する事務  
住宅及び建築に関する事務

イ 組織体制 1局6室115人(平成18年4月1日現在)

局名	室名
都市事業局	都市総務室, 都市企画室, 都市整備室, 下水道室, 建築指導室, 住宅室

ウ 主な施策(平成17年度)

国際的に魅力ある都市づくり  
都市公園の整備  
県営住宅の建替え・既設改善  
生活排水処理対策の推進

(2) 監査の結果

【指摘事項】

次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成17年7月)
住宅使用料(住宅室)	1,426人 150,365,024円	1,406人 143,751,230円
雑入[賃貸借契約解除後、退居までの家賃相当額](住宅室)	1件 205,200円	1件 205,200円

【意見】

「広島県出資法人指導・調整要綱」において、県出資法人の所管部長は、一般の閲覧に供するため、知事が指定した法人の事業報告書や計算書類等の資料を行政情報コーナーに備えることとされているが、決算終了後2か月以上を経過しても更新されていないものがあつた。遅滞なく資料の更新を行い、最新の情報を提供する必要がある。

また、出資比率1/4以上又は1億円以上の出資法人において、業務や財務等経営に関する情報をホームページで公開しているのは一部の法人に限られていることから、特段の理由がない限り経営に関する情報をホームページに掲載し、経営の透明性の向上と情報化社会に対応した法人運営を図るよう、出資法人を指導すべきである。

(3) 付記

ア 建築確認事務については、平成16年11月に策定された「分権改革推進計画」において平成21年度までに市町に移譲することとなっている。

当該事務を市町へ権限移譲する際、職員の技術力の向上など、十分なバックアップを行うことが必要と考えられるため、支援方策を早急に検討していただきたい。

イ 県営住宅の使用料については、近年の積極的な法的措置の実施等により入居者の収入未済額は減少しているが、その一方で退去者の収入未済額は増加している。

このため、平成17年4月に策定した「県営住宅の退去者に係る家賃滞納整理事務処理要領」に基づいて、退去後においても法的措置を前提とした徴収に努め、債権回収の実効を上げていただきたい。

16 空港港湾部

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 空港及び港湾(漁港を除く。)に関する事務
- イ 組織体制 1局3室58人(平成18年4月1日現在)

局名	室名
空港港湾事業局	空港振興室, 港湾管理室, 港湾企画整備室

ウ 主な施策(平成17年度)

- 空港・港湾の機能強化
- 航空路線の拡充
- 護岸の整備と海岸保全

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]		参考 前回監査時 (平成17年7月)	
雑収[不当利得返還金(許可量を超えて採取した海砂利採取料金)](港湾管理室)	9件	40,487,312円	9件	31,120,000円
港湾施設使用料(港湾管理室)	2件	5,496,184円	2件	5,516,184円

イ 広島県空港振興協議会負担金について、全額を年度の前半に支出しているが、当該協議会の予算の執行状況等からみるとその必要性は認められない。負担金の支出時期の適正化に努められたい。

【意見】

- ア 空港港湾部の地方機関において、平成17年度の公用車の稼働率が低い機関がある。  
このため、各機関に配置されている公用車の利用状況を個別に確認し、配置の必要性について検討する必要がある。
- イ 「広島県出資法人指導・調整要綱」において、県出資法人の所管部長は、一般の閲覧に供するため、知事が指定した法人の事業報告書や計算書類等の資料を行政情報コーナーに備えることとされているが、決算終了後2か月以上を経過しても更新されていないものがあつた。遅滞なく資料の更新を行い、最新の情報を提供する必要がある。  
また、出資比率1/4以上又は1億円以上の出資法人において、業務や財務等経営に関する情報をホームページで公開しているのは一部の法人に限られていることから、特段の理由がない限り経営に関する情報をホームページに掲載し、経営の透明性の向上と情報化社会に対応した法人運営を図るよう、出資法人を指導すべきである。

(3) 付記

- ア 特別会計は、一般会計とは別に経理して、個々の事業の損益や資金運用などを明らかにするために設けられた制度であり、広島県歳入歳出決算に関する附属書などによって各年度の決算の状況が公表されている。  
「港湾特別整備事業費特別会計」については、事業が長期間にわたり、規模も大きいため、経営内容が分かりにくい状況になっている。

このため、出島地区や五日市地区など各事業地区ごとの損益を示すなど、県民に分かりやすい公表方法を検討していただきたい。

イ 広島西飛行場の地元対策として広島市とともに、南観音運動広場を借り上げるなど、各種の事業を実施している。平成10年度には定期便が1日平均35便運航していたが、現在は1日8便運航と激減しており、当該飛行場の周辺に与える影響も大きく変化している。

このため、各種の地元対策事業の内容の見直しを検討していただきたい。

17 収用委員会

(1) 機関の概要

ア 委員 委員7人 予備委員2人

イ 事務組織の概要

- ・主な分掌事務 土地収用に関する事務
- ・組織体制 専任職員なし(土木総務室が事務を執行)(平成18年4月1日現在)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

18 公営企業部

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 工業用水道事業に関する事務  
水道用水供給事業に関する事務  
土地造成事業に関する事務

イ 組織体制 5室 58人(平成18年4月1日現在)  
室名:企業総務室, 土地管理室, 開発整備室, 水道管理室, 水道整備室

ウ 主な施策(平成17年度)  
産業団地の整備事業  
広島県営水道事業中期経営計画, 管路更新計画の策定  
水道用水供給事業の料金改定

(2) 監査の結果

【指摘事項】

次の収益において、長期未納(過年度分)のものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成17年7月)
給水収益(水道管理室)	1社 345,345円	-
土地売却代金(土地管理室)	1社 90,479,249円	1社 90,479,249円
延納利息[土地売却代金の延納に係るもの](土地管理室)	3社 272,813,170円	3社 271,846,114円
雑収益[固定資産の所有に係る所在市町村交付金の企業負担分](土地管理室)	1社 521,500円	1社 703,900円
延滞金[所在市町村交付金の弁済に伴う遅延損害金](土地管理室)	1社 147,057円	-

## 【意見】

ア 平成17年度の水質管理センターの公用車の稼働率は20%弱となっている。このため、同一施設内にある広島水道事務所と公用車の共同管理を行うことにより、公用車の削減の検討を行う必要がある。

イ 藤井川沿岸土地改良区と共同管理している竜泉寺ダムの維持管理に要する経費については、県営水道用水の取水実績がないにもかかわらず、「竜泉寺ダムの管理委託に関する協定書」に基づき支出している。現在、その委託内容等について精査し見直しを行っているところであるが、今後は、国、関係市等と協議しながら、竜泉寺ダムのあり方について抜本的な検討を行っていく必要がある。

ウ 県直営の水道施設においては、夜間・休日の運転監視業務等の民間委託を導入しているところであるが、市に維持管理の事務委託を行っている水道施設についても、運転管理の民間委託の導入について引き続き未導入の市と協議を行い、より効率的な経営を行う必要がある。

エ 土地造成事業は、地価の下落により造成原価と分譲価格に乖離が生じ、分譲しても原価割れが生じている団地もあり、独立採算制による土地造成事業は困難な状況にある。一方、本県の産業政策上、企業ニーズに応じた産業用地の供給は必要である。

このような状況の中で、引き続き、知事部局とも協議し、今後の土地造成事業のあり方等について検討していただきたい。

## 19 議会事務局

## (1) 機関の概要

ア 議員 70人

## イ 事務局の概要

- ・主な分掌事務 議長及び副議長の秘書に関する事務  
議員の厚生福利に関する事務  
議会本会議などの運営の事務処理に関する事務  
各種審査資料の収集及び分析等の準備に関する事務
- ・組織体制 4課60人(平成18年4月1日現在)  
課名：秘書課，総務課，議事課，調査課(企画法制室)

## (2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

## (3) 付記

平成11年度に購入した中型バスの平成17年度の年間稼働回数は13回であり、また、稼働回数は年々下がってきている。中型バスの有効活用の観点から、他部局への貸し出しなど活用策等について検討を行っていただきたい。

## 20 教育委員会事務局

## (1) 機関の概要

ア 委員 6人

## イ 事務局の概要

- ・主な分掌事務 学校教職員の人事管理，学校施設整備に関する事務



県立学校の設置管理、校務運営指導及び教育指導に関する事務  
 市町教育委員会の指導及び市町立学校の教育指導に関する事務  
 生涯学習、社会教育及びスポーツの振興に関する事務  
 文化財の保護活用に関する事務

・組織体制 3部11課216人(平成18年4月1日現在)

部 名	課 名
管 理 部	総務課(教育政策室、法務室)、教職員課、施設課、健康福利課
教 育 部	学校経営課、指導第一課、指導第二課(特別支援教育室)、指導第三課
生涯学習部	生涯学習課、文化課、スポーツ振興課

・主な施策(平成17年度)

新しい時代に挑戦する元気な人づくり  
 心豊かに生きる力の育成  
 教育改革を支える基盤づくり  
 人として互いに尊重する社会づくり  
 生涯学習の振興

## (2) 監査の結果

### 【指摘事項】

次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]		参考 前回監査時 (平成17年7月)	
過払い給与に係る戻入金及び返還金(教職員課)	69人	5,811,459円	69人	5,811,459円
雑入[工事中途における契約解除に伴う前払金の返還分に係る利息](施設課)	1人	141,827円	1人	141,827円
広島県高等学校等奨学金に係る貸出金償還金(指導第二課)	13人	1,211,000円	1人	104,000円
広島県高等学校等奨学金に係る戻入金及び返還金(指導第二課)	2人	78,000円	-	-
修学奨励金に係る貸出金償還金(指導第二課)	8人	884,285円	9人	1,001,285円
賀茂高等学校不正事件賠償金に係る弁償金(指導第二課)	1人	34,207,445円	1人	34,447,445円
同和奨学金に係る貸出金償還金(指導第二課)	199人	28,259,452円	167人	19,479,926円
同和奨学金に係る戻入金及び返還金(指導第二課)	41人	4,126,400円	40人	3,162,400円
広島観音高等学校等学校諸費横領事件賠償金に係る弁償金(指導第二課)	1人	17,969,042円	1人	17,969,042円
行政文書の開示に係る複写料(指導第三課)	1人	40円	1人	40円

### 【意見】

ア 教職員公舎については、平成17年3月に「教職員公舎の廃止計画」(以下「計画」という。)を策定し、平成17年度から平成19年度までの3年間で80戸の廃止を目標としている。

この計画に従って、平成17年度には18戸を用途廃止し、平成18年度は27戸の廃止を予定されているが、

平成18年4月1日現在の入居率は58.5%であり、341戸が空家になっている。

この計画に掲げられていない公舎であっても、入居状況を把握し、集約化や民間施設の活用について検討するなど、職員公舎の効率的な利用に努めていく必要がある。

イ 教育委員会事務局の地方機関において、平成17年度の公用車の稼働率が低い機関がある。

このため、各機関に配置されている公用車の利用状況を個別に確認し、配置の必要性について検討する必要がある。

ウ 広島県高等学校等奨学金については、平成17年度の収入未済額は1,538,800円、滞納者は19人(償還金1,244,800円 16人、戻入金294,000円 3人)となっている。

現在、債権管理事務を職員1名と嘱託員2名で行っているが、今後次のような理由により、貸付事務や債権管理の事務量の増加が見込まれる。

(ア) 償還金の平成17年度調定額 5,309,300円に対し、収入未済額は、1,244,800円であり、滞納の割合が23.4%と非常に高いこと。

(イ) 平成14年度から実施している既存の広島県高等学校等奨学金分に係る償還が今後本格的に始まること。

(ウ) 平成17年度から日本学生支援機構(旧日本育英会)の高校奨学金が県へ移管されたことにより、貸付人数が年次進行により飛躍的に増大すること。

(エ) 大学へ進学したとき等に償還が猶予されるが、その事務についても今後本格的に始まること。

このため、適切に貸付事務や債権管理事務に対応できるよう口座振替制度の導入や電算システムの導入を行うなど、早急に債権管理のあり方について検討する必要がある。

エ 高等学校使用料(授業料)の収入未済額は、平成17年度決算において、12,698,668円となり、平成12年度以降、教育委員会挙げての積極的な取組が行われた結果、ピークとなった平成11年度の44,037,058円の1/3以下となっている。

また、平成17年度においても、授業料収納システムの改善等により学校の徴収事務の改善が図られたことなどから、平成16年度の18,329,888円に対して、約3割減少している。

しかしながら、収入未済額は未だ多額に上ることから、今後とも収入未済の縮減に積極的に取り組む必要がある。

なお、未納額のうち1割を占める、定時制の授業料については、未だ現金徴収となっていることから、定時制の授業料についても、口座振替払や銀行納付を可能とすることや、納入状況を管理できるように授業料収納システムの改修を行うなど、収入未済の縮減のため、一層の取組を行っていただきたい。

オ 「広島県出資法人指導・調整要綱」において、県出資法人の所管部長は、一般の閲覧に供するため、知事が指定した法人の事業報告書や計算書類等の資料を行政情報コーナーに備えることとされているが、決算終了後2か月以上を経過しても更新されていないものがあつた。遅滞なく資料の更新を行い、最新の情報を提供する必要がある。

また、出資比率1/4以上又は1億円以上の出資法人において、業務や財務等経営に関する情報をホームページで公開しているのは一部の法人に限られていることから、特段の理由がない限り経営に関する情報をホームページに掲載し、経営の透明性の向上と情報化社会に対応した法人運営を図るよう、出資法人を指導すべきである。

カ 平成14年3月に策定され、平成20年度までを当面の目標とする、「県立高等学校再編整備基本計画」(以下「基本計画」という。)によれば、統廃合の考え方として、

(ア) 「1学年1学級規模の学校」は、「当該学校の在籍状況(入学率など)、地元中学校からの進学状況(地元率など)等を勘案しつつ、統廃合を進める。」

(イ) 「1学年2学級又は3学級規模の学校」は、「今後の生徒数の推移を見ながら、近隣校との統廃合を検討する。」

とある。

平成18年度募集ベースで(ア)に該当する高等学校は12校(分校2校を含む。)、(イ)に該当する高等学校は22校あるが、統廃合が進展していない。

生徒数の減少が続く中、効果的な教育活動を展開するためにも、この基本計画に基づいて、より積極的に取り組む必要がある。

また、老朽校舎の改修や耐震対策の着実な推進のためには、生徒減に伴う学校・学科の再編整備を踏まえた施設整備との整合を図る必要があるため、統廃合の計画を早期に決定していただきたい。

キ 美術館や図書館、少年自然の家等の社会教育・文化施設9施設は、現在、直営で運営されている。

このうち少年自然の家2施設について、教育委員会内部に設置された、「県立青少年教育施設行政評価委員会」が行った行政評価を踏まえ、福山少年自然の家は、県の拠点施設として存続し、吉田少年自然の家は県立施設としては廃止という方針が示されている。

今後、他の施設についても、社会情勢の変化や県民のニーズに対応した効率的、効果的な運営が行われるよう、指定管理者制度の導入も含め、県立施設としてのあり方や役割を検討する必要がある。

21 埋蔵文化財センター

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 埋蔵文化財の調査研究及び出土遺物の整理収蔵に関する事務
- イ 組織体制 専任職員なし(兼務職員5人)(平成18年4月1日現在)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

22 警察本部

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- イ 組織体制 7部31課1室1所6隊 1,467人(平成18年4月1日現在)

部 名	課 名 等
総 務 部	総務課, 広報課, 会計課, 施設課, 装備課, 情報管理課
警 務 部	警務課, 警察安全相談課, 厚生課, 監察官室, 留置管理課
生活安全部	生活安全企画課, 少年対策課, 生活環境課
地 域 部	地域課, 通信指令課, 自動車警ら隊, 鉄道警察隊
刑 事 部	刑事総務課, 捜査第一課, 捜査第二課, 捜査第三課, 組織犯罪対策課, 捜査第四課, 薬物銃器対策課, 鑑識課, 機動捜査隊, 科学捜査研究所
交 通 部	交通企画課, 交通規制課, 交通指導課, 運転免許課, 運転教育課, 交通機動隊, 高速道路交通警察隊
警 備 部	公安課, 警備課, 外事課, 機動隊

## ウ 主な施策(平成17年度)

減らそう犯罪  
暴力団・来日外国人等による組織犯罪への対策強化  
暴走族・非行少年グループ総合対策の推進  
悪質重要犯罪の徹底検挙  
安全かつ快適な交通の確保  
総合的テロ対策の推進  
災害等突発重大事案対策の推進  
被害者対策・適切な相談業務の推進

## (2) 監査の結果

## 【指摘事項】

特に指摘すべき事項はなかった。

## 【意見】

ア 警察本部における公共工事コスト縮減に当たっては、コスト縮減を推進するための検討・点検などを組織的に把握する体制を整備するとともに、広島県公共工事コスト縮減プログラムに基づき、警察本部の所管する工事の特徴や実情にあった計画を策定し、主体的かつ積極的に取り組む必要がある。

また、警察本部における公共工事コスト縮減に係る取組状況やコスト縮減効果額などについても積極的に公表していただきたい。

イ 出資比率1/4以上又は1億円以上の出資法人において、業務や財務等経営に関する情報をホームページで公開しているのは一部の法人に限られていることから、特段の理由がない限り経営に関する情報をホームページに掲載し、経営の透明性の向上と情報化社会に対応した法人運営を図るよう、出資法人を指導すべきである。

ウ 警察本部においては、広島県警察情報管理システム、広島県警察総合通信指令システムなどの多くの情報システムを所管している。(平成16年度：47システム、決算額：972,555千円)

平成18年度に設置された情報システム総括監(CIO)と連携し、警察本部の所管する情報システムの仕様、契約内容、運用状況などについて調査・分析を行い、早急に改善すべきシステムから改善策を策定するなど、情報システムの最適化や効率化を図る必要がある。

## (3) 付記

物品の購入に当たっては、警察本部長等に対する事務委任規則に基づき、予定価格が3千万円未満の物品について警察本部において購入事務を行っている。

物品調達に当たっては、より競争原理が働くよう、不断に契約方法などの見直しを行っていただきたい。

また、知事部局の用度室においても同様の事務を行っていることから、事務の効率化、省力化を図るため、物品購入事務の一元化について知事部局と協議していただきたい。

## 23 警察学校

## (1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 新任者に対する教育訓練その他所要の教育訓練に関する事務

イ 組織体制 6課247人(平成18年4月1日現在)

課名：庶務課、会計課、教務課、体練課、学生課、現任課

## (2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

## 24 監査委員事務局

## (1) 機関の概要

ア 監査委員 4人

イ 主な分掌事務 定例監査等の監査の執行に関する事務  
決算審査, 例月出納検査, 住民監査請求及び外部監査に関する事務

ウ 組織体制 21人(平成18年4月1日現在)

## (2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

## 25 労働委員会事務局

## (1) 機関の概要

ア 委員 15人

## イ 事務局の概要

- ・主な分掌事務 労働争議のあっせん, 調停及び仲裁に関する事務  
労働組合の資格審査に関する事務  
不当労働行為の審査に関する事務

・組織体制 2室15人(平成18年4月1日現在)  
室名: 総務調整室, 審査室

## (2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。